

## 資料1 施設整備事業の助成について

本事業の実施においては、施設整備にあたっての助成を利用することができます。  
ただし、市の助成制度は、国の助成制度の内容により決定します。

### 1 施設整備事業助成概要

(創設：2・3号認定子ども90名を想定した場合)

項目	補助対象経費	補助基準額 (千円)	補助対象 割合	事業者 負担割合
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(※1)及び工事事務費(※2)、実施設計、開設準備に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	158,805	3 / 4	1 / 4

(※1) 次の①～③に掲げる費用は対象外とする。

- ①土地の買収又は整地に関する費用
- ②既存建物の買収に要する費用
- ③職員の宿舍に要する費用
- ④その他施設整備費として適当と認められない費用

(※2) 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

### 2 助成制度活用にあたっての注意点

- (1) 金額は、参考金額であり、実際の補助額が変更となる場合があります。
- (2) 既に整備が終了している、又は既に着工している整備については対象外です。
- (3) 対象経費は、市が実施する設計審査において、対象経費として認められたものに限り、また、整備の着手(整備業者の選定、整備工事等)は、助成事業交付決定日以降となります。
- (4) 補助金は、精算払いとなります。概算払いは行いません。
- (5) 本整備において、助成対象となるのは、「本体工事費」のみとなります。

### 3 契約手続きについて

#### (1) 設計について

- ・応募にあたっては、専門の業者が作成した施設のレイアウトがわかる平面図を提出してください。
- ・平面図の作成にあたって、乳児室、保育室、遊戯室については、有効面積を記載してください。

## (2) 設計審査について

- ・事業者選定後、設計審査を行います。設計審査は、補助金交付要綱等の目的に従って適切に執行されることを確認するための審査です。対象経費の算定に当たっては、適正な内容となるよう、十分に確認の上、積算してください。  
なお、積算内容等が適正な内容と認められない場合は、内容の修正等が必要となり、場合によっては、補助金交付の対象とならない場合があります。

## (3) 工事について

- ・工事施工業者は一般競争入札又は指名競争入札（予定価格が低い場合には見積合わせ）により決定します。入札参加事業者は、申請者が、市の指定登録業者等を参考に、任意に選定します。
- ・入札は申請者自身が実施します。（市が入札を行うわけではありません。）
- ・現場説明を実施するかどうかは、申請者が決めます。

## 4 スケジュールについて

設計業者等が作成した工程表等をもとに、適切なスケジュールとしてください。

また、翌年度への繰越は認められません。令和5年度中に施設整備を完了し、令和6年4月1日までに開園となります。